

訪問リハビリテーション 利用同意書

令和 6 年 6 月 1 日 施行

訪問リハビリテーション連絡先

電話 0475-22-1834

(直通電話)

医療法人社団 淳英会

おゆみの中央病院茂原クリニック

(介護予防) 訪問リハビリテーション 利用約款

第1条 (約款の目的)

医療法人社団淳英会 おゆみの中央病院茂原クリニック (以下、「当事業所」という) は、要介護・要支援状態と認定されたご利用者 (以下、「利用者」という) に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスの提供を行い、利用者又は連帯保証人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者が利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人や連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び別表1 料金表、別紙1 重要事項説明書、別紙2 各サービスのご案内、別紙3 個人情報の利用目的の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用する事ができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び利用者の家族は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本約款に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

第4条 (当事業所からの解除)

当事業所は、利用者及び利用者の家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- イ 利用者が要介護／要支援認定において自立と認定された場合
- ロ 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスを提供することができないと判断された場合
- ハ 利用者や利用者の家族又は身元引受人や連帯保証人が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為をおこなった場合
- ニ 利用者や利用者の家族、身元引受人や連帯保証人が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、別紙1「第10 ハラスメント防止対策について」に該当するハラスメント行為をおこない、当該行為の態様が社会通念上不相当なものであって、注意をしても改善されない場合
- ホ 利用者及び連帯保証人が、本約款に定める利用料を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ヘ 当事業所が定める一定期間 (凡そ3カ月間) のサービス提供がない場合
- ト 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当事業所を利用させることができない場合

第5条（利用料金）

- 1 利用者及び連帯保証人は、当事業所に対し、本約款に基づくサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じて（平成30年8月施行）決まります。
- 2 当事業所は、利用者又は連帯保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月の初回ご利用時にお渡しいたします。利用者及び連帯保証人は、当事業所に対し、当該合計額を請求書発行月の末日までに支払うものとします。利用料は口座振替による自動引落しでお支払いいただきます。
- 3 当事業所は、利用者又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第6条（記 録）

当事業所は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、利用終了後5年間は保管します。当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、利用者の家族その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第7条（身体拘束等）

当施設では原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむえない場合は、医師等が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には医師等がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を介護記録等に記入することとします。

第8条（秘密の保持及び個人情報の保護）

当事業所とその職員は当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する個人情報に関しては、利用目的を定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は利用者及び利用者の家族から本同意書をもって同意を得た上で行なうこととします。

- 2 サービス利用のための市町村、指定介護予防支援事業者、その他介護保険事業等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 3 サービスの質の向上を図るための学会、研究会などでの事例研究発表、学術論文や専門書の執筆等。この場合は利用者個人を特定できないように厳守致します。
- 4 前項に揚げる事項は利用終了後も同様の扱いとします。

第 9 条（緊急時の対応）

当事業所は対診が必要であると認める場合、医療機関での診察を依頼することがあります。又、当事業所は利用者に対し、サービス利用が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。

第 10 条（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当事業所は利用者又は身元引受人が指定する者及び行政機関等に対して速やかに連絡します。

第 11 条（要望又は苦情の申し出）

利用者及び身元引受人や連帯保証人は、当事業所が提供するサービスに対しての要望、又は苦情等について、担当者に申し出る事が出来、又は、当事業所の「ご意見箱」に文書を投函して申し出ることができます。

第 12 条（賠償責任）

- 1 サービスに伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、当事業所に対してその損害を賠償するものとします。
- 3 前項により連帯保証人が責を負う極度額（支払保証額）は 金 200,000 円とします。

第 13 条（利用契約に定めのない事項）

当約款に定められていない事項は介護保険法令及び諸法令の定めるところにより利用者、身元引受人、連帯保証人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

令和 6 年 6 月 1 日 施行

別表1

訪問リハビリテーション 利用料金表

(令和6年6月1日現在)

※要介護の方

*各介護報酬項目毎に地域加算(10.33円)を乗じた額を掲載しています。

おゆみの中央病院茂原クリニック

介護保険一割負担(表示金額)	単位	1割	2割	3割	サービス内容及び加算についての説明
訪問リハビリテーション費(20分/回)	308	318円	636円	954円	ベースの1単位分の介護報酬です。お身体の状態等に合わせて1回(20分)の訪問にあたり1~3回分算定いたします。
高齢者虐待防止措置未実施減算			-1%		虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の作成、職員に対する研修を行う措置が講じられていない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算			-1%		感染症と非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画が策定していない場合に減算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 イ	180	186円	372円	558円	医師による利用者に対するリハビリテーションの目的に加え、開始前又は実施中の留意事項、中止基準、利用者に対する負荷等のうちいずれか1つ以上の指示を行います。医師又は指示を受けた理学療法士等が、医師の指示の内容が上記の基準に適合するものであると記録します。リハビリテーション会議を開催し、専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、内容を記録します。訪問リハビリテーション計画について、作成に関与した理学療法士等が利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告します。3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じた訪問リハビリテーション計画を見直します。理学療法士等が、介護支援専門員に対し、専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行います。理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、同行した訪問介護事業者の従業者に対し、又は、利用者の家族に対し、専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行います。以上の内容を記録した場合に所定単位数に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213	220円	440円	660円	リハビリテーションマネジメント加算イに加え、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に所定単位数に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 イロ 事業所の医師が利用者又は家族に対して説明・同意	270	279円	558円	837円	リハビリテーションマネジメント加算に係る内容を、事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合に算定します。
短期集中リハビリテーション実施加算	200	207円	413円	620円	退院(所)日又は要介護認定を受けた認定日から起算して3月以内の期間に、利用者の状態に応じて基本的動作能力(起居、歩行、発話等の能力)及び応用的動作能力(運搬、トイレ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせて行う能力)を向上させ、身体的機能を回復するための集中的なリハビリを、1週につき2日以上、1日当たり20分以上実施した場合に、1日につき所定単位数に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	248円	496円	744円	認知症であると医師が判断した方であって、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリを集中的に行った場合に、週に2日を限度として加算されます。
口腔連携強化加算	50	52円	103円	155円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定されます。事業所は利用者の口腔の健康状態の評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所からの相談等に対応する体制を確保し、菓の旨を文書等で取り決めている場合に算定します。
退院時共同指導加算	600	620円	1,240円	1,859円	入院中の病院等から退院するに当たり、訪問リハビリ事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、利用者又はその家族に対して在宅でのリハビリに必要な指導を共同して退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリを行った場合に、退院につき1回に限り、所定単位数を算定します。
移行支援加算	17	18円	35円	53円	評価対象期間において訪問リハビリを実施し、利用者の通所介護等への移行(訪問リハビリ終了者)を支援する取り組みを実施した利用者の占める割合が100分の5を超え、訪問リハビリテーション計画書を移行先の事業所に提供し、訪問リハビリの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に理学療法士等が、訪問リハビリ終了者の通所介護等の実施状況を確認し記録した場合に算定されます(12を事業所の利用者の平均月数で除して得た数が100分の25以上の必要があります)。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	6円	12円	19円	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	3円	6円	9円	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の者がいる場合に算定されます。
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50	-52円	-103円	-155円	事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、理学療法士等が訪問リハビリテーションを実施した場合に、1回につき所定単位数から減算します。
同一の建物居住者20名以上に実施した場合			90/100		事業所の1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問リハビリを行った場合に、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。
同一の建物居住者50名以上に実施した場合			85/100		事業所の1月当りの利用者が同一の敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問リハビリを行った場合に、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。

別表1 つづき

介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

(令和6年6月1日現在)

※要支援の方

*各介護報酬項目毎に地域加算(10.33円)を乗じた額を掲載しています。

おゆみの中央病院茂原クリニック

介護保険一割負担(表示金額)	単位	1割	2割	3割	サービス内容及び加算についての説明
介護予防訪問リハビリテーション費(20分/回)	298	308円	616円	924円	ベースの1単位分の介護報酬です。お身体の状態等に合わせて1回(20分)の訪問にあたり1~3回分算定いたします。
高齢者虐待防止措置未実施減算			-1%		虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の作成、職員に対する研修を行う措置が講じられていない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算			-1%		感染症と非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画が策定していない場合に減算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算 (退所日又は認定日から3月以内)	200	207円	413円	620円	退院(所)日又は要介護認定を受けた認定日から起算して3月以内の期間に、利用者の状態に応じて基本的動作能力(起居、歩行、発話等の能力)及び応用的動作能力(運搬、トイレ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせて行う能力)を向上させ、身体的機能を回復するための集中的なリハビリを、1週につき2日以上、1日当たり20分以上実施した場合に、1日につき所定単位数に加算されます。
退院時共同指導加算	600	620円	1,240円	1,859円	病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高い介護支援ハビリテーションを実施するため、事業所の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った後に、初回の通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
口腔連携強化加算	50	52円	103円	155円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定されます。事業所は利用者の口腔の健康状態の評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所からの相談等に対応する体制を確保し、菓の旨を文書等で取り決めている場合に算定します。
退院時共同指導加算	600	620円	1,240円	1,859円	入院中の病院等から退院するに当り、訪問リハビリ事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、利用者又はその家族に対して在宅でのリハビリに必要な指導を共同して退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリを行った場合に、退院につき1回に限り、所定単位数を算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	6円	12円	19円	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	3円	6円	9円	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の者がいる場合に算定されます。
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50	-52円	-103円	-155円	事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、理学療法士等が訪問リハビリテーションを実施した場合に、1回につき所定単位数から減算します。
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	-30	-31円	-62円	-93円	利用開始月から12月が経過した利用者に対して、以下の取り組みを事業者が実施しない場合に、減算となります。 ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。 ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報やその他の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
同一の建物居住者20名以上に実施した場合			90/100		事業所の1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問リハビリを行った場合に、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。
同一の建物居住者50名以上に実施した場合			85/100		事業所の1月当りの利用者が同一の敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問リハビリを行った場合に、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。

(別紙1)

通所リハビリテーション 重要事項説明書

第 1 (施設の概要)

法人名称	医療法人社団 淳英会
施設名称	おゆみの中央病院茂原クリニック
開設年月日	令和4年 4月 1日
所在地	茂原市六ツ野1834番地1
管理者	院長 山 縣 正 庸
指定番号	1213111333
電話	0475-22-1834 / (代表) 0475-25-7755
ファックス	0475-22-1835 / (代表) 0475-25-7757
ホームページ	https://oyumino-central-mobara.jp/

第 2 (事業の目的)

加齢に伴い生じる心身の変化に起因する病状等により要介護状態となり、介護・機能訓練並びに看護・医療を必要とする者について、これらの者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービス（介護予防を含む）を提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを事業目的とします。

第 3 (基本理念と方針)

職員全てが「和顔愛語の精神」に基づき、

- ・お一人お一人に合わせたリハビリテーションを行い、より自立した生活を支援致します。
- ・ご利用される方々との心の触れ合いを大切にし、地域に開かれた施設を創ります。
- ・介護老人保健施設併設により、安心できる医療と真心のある介護サービスを提供致します。

第 4 (職員体制)

職 種	介護予防 訪問リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等の状況)
	常勤	非常勤		
管理者 (院長)	(1) 人	人	職員及び業務の管理	医師業務 (兼務)
医師	1 以上	1 以上	利用者の健康管理	診療業務 (兼務)
理学療法士	1 以上		機能回復訓練の実施	外来リハビリテーション、通所リハビリテーション (兼務)

第 5 (利用定員)

訪問リハビリテーション 5～6名/ (1 職員・日) (介護予防訪問リハビリテーションを含む)

第 6 (営業・受付時間)

営業時間午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで

(受付時間午前 8 時 00 分～午後 5 時 30 分まで)

(当該時間帯以外は直通電話が繋がらない場合があります。)

土曜日・日曜日・祝日・夏季(8月13日～15日)、年末年始(12月30日～1月3日)は休日とします。

第 7 (サービス内容)

- ・基本動作訓練
- ・日常生活動作訓練
- ・運動療法・自主訓練指導
- ・福祉用具・住宅改修助言
- ・外出・社会参加支援

第 8 (禁止事項)

以下の各号に該当する場合、サービスの利用を中止する場合があります。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を掛けること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に当事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ちだすこと。

第 9 (自然災害等への対策)

当事業所は、災害発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。また、計画は適宜見直しを行うものとします。

第 10 (ハラスメント防止対策について)

当事業所は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定に基づき、職場におけるハラスメントの防止の為、雇用管理上の措置を講じます。

利用者及びその家族は、サービス利用にあたって次の行為を禁止します。

- ・他の利用者、職員に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- ・他の利用者、職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
- ・他の利用者、職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、性的な嫌がらせ行為等)

安心安全な環境での質の高い介護サービスを提供できるようにご協力をお願いいたします。

第1 1（高齢者虐待防止のための措置）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の策定や委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます（担当者は、リハビリテーション科の責任者とします）。

第1 2（身体的拘束適正化のための措置）

当事業所は、利用者の尊厳に基づき、身体的・精神的に影響をまねく恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として実施しません。身体的拘束適正化のため、指針の策定や委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、拘束が必要な理由、方法、拘束の時間帯及び時間、利用者の心身の状況、拘束開始及び解除の予定を記録します。

第1 3（感染症の発生及びまん延に関する取り組みについて）

利用者及び当事業所職員の感染症予防及びまん延防止のため、指針、業務継続計画の策定及び委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

第1 4（協力医療機関）

協力医療機関は、下記の通りです。

協力病院名	医療法人社団 淳英会 おゆみの中央病院
診療科目	整形外科、内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病内科、消化器内科、 脳神経外科、形成外科、麻酔科、リハビリテーション科、リウマチ科
所在地	千葉県緑区おゆみ野南六丁目4 9 番地 9

第1 5（苦情・相談窓口）

苦情対応責任者：リハビリテーション科主任 苦情受付担当者：リハビリテーション科職員
当事業所への苦情・相談に関する窓口は、苦情受付担当者が受付となります。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 おゆみの中央病院茂原クリニック 0 4 7 5-2 2-1 8 3 4

※要望や苦情などは、職員へお寄せいただければ、速やかに対応致します。

以下の窓口にご相談いただくことも可能です。

・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険管理課 0 4 3-2 4 5-5 0 6 4

(別紙 2)

訪問リハビリテーション(含む介護予防)のご案内

1 介護保険被保険者証・健康保険被保険者証更新について

当事業所では、更新の手続きをご家族様・ケアマネージャー様にお願いしております。有効期限を過ぎてしまいますと、介護保険が適用されずに全額自己負担となる場合がございますのでご注意ください。

また、記載内容に変更が生じた場合、新しい介護保険被保険者証・健康保険被保険者証が届いた場合には、すぐに窓口までご持参下さい。ご持参頂けない場合には、事前に電話連絡の上、FAXまたは電話により、介護保険証被保険者証の内容をお知らせ下さい。

助成制度適用の方は、各種保険証類の提示を必ず行って下さい。

提示がない場合、助成の適用を受けることができませんので、予めご了承下さい。

2 お休み（ご利用日の変更・追加）について

当事業所は夏季（8／13～8／15）年末年始（12／30～1／3）を除く月～土曜日（日・祝日はお休み）サービス提供を行っております。ご都合や体調によりお休みをされる場合は、前日までにお知らせ下さい。

当日のご連絡の場合には、8時30分までにお伝え下さい。

また、お休みやその他の理由によるご利用日の変更・追加も可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、病院入院等により利用再開の見通しの立たないお休みの場合、ご利用は一旦中止とさせていただきます。ご容態、ご都合が良くなり次第、またのお問い合わせをお待ちしております。再開時は、当院主治医の診断から利用判定後、再開の運びになります。

3 担当職員の変更・休暇について

当事業所では、利用者の状態により担当職員を変更させていただく場合があります。また複数の職員が担当させて頂く場合もありますのでご了承ください。

なお、利用者は担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所では訪問リハビリテーションの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出にできる限り応じます。また、担当職員の都合(学会・研修参加など)によりお休みをさせて頂く場合もあります。その際は事前に説明の上、別の日に振り替えて頂くか、他の職員がサービスを提供するなどの対応をさせていただきます。

4 訪問リハビリテーションサービス時の服装について

- 伸縮性の衣服
 - ・動きやすい服装を着てご準備ください。
 - ・スカート等のご遠慮下さい。
- 履き慣れた靴 ・外出訓練や運動時の転倒を避けるため、サンダル等のご遠慮下さい。

5 訪問について

(1) 職員の到着について

できる限り時間通りに到着できるように心掛けておりますが、前のご利用者の状況や交通事情により、到着時刻が10分程度前後する場合がございます。到着が10分以上早まったり遅くなったりする場合には、事前にご連絡致しますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。また、到着時刻が余りにも遅い場合は、お電話にてお問い合わせ下さい。

(2) 訪問車両の駐車について

職員が訪問時に使用する車両について、ご自宅敷地内に駐車可能な駐車場(スペース)がある場合には使用させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。訪問リハビリテーションに使用する車両が、駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざる得ない場合には、管轄の警察署長の駐車許可を受けた上で駐車いたします。

6 利用料のお支払いについて

利用料は、月末に締め、翌月の初回ご利用時に請求書お渡しさせていただきます。お支払方法は口座引き落としでのお支払いをお願いしております。

7 電磁記録について

サービス提供に係る書面(被保険者証に関するものを除く)の作成と保存に関して、当施設の使用する電子計算機に備えられたファイル又は磁気ファイル等をもって記録、調製、保存する場合がございます。

8 会議や多職種連携における ICT の活用

感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話装置等の活用させていただく場合があります。

9 健康管理について

(1) 体調不良時について

当事業所では、体調が優れない状態でのご利用はお控え頂いております。ご家族がお気づきの際は、事前に事業所までご連絡下さい。尚、訪問時のご様子によっては、サービスのご利用をお断りする場合がございますので予めご了承下さい。

(2) 急変時の対応について

当事業所では、担当の理学療法士等が細心の注意を払いサービスの提供を致しますが、誤って転倒や、ベッドや車椅子から転落する等思わぬ怪我や、容態の急変など不測の事態が生じる場合がございます。サービスの提供には最善の配慮を致しておりますが、万が一、事故が起こってしまった場合や利用者の状態が急変した場合等には、十分な事後対応を致します。

なお、緊急の場合には、「ご利用者台帳」にご記入いただいた緊急時連絡先にご連絡致します。ご理解の上できるだけ速やかなご対応をお願い申し上げます。

以上の件について、ご質問のある方はご遠慮なくお申し出ください。

(3) 感染症でのお休みについて

感染症の疑いのある症状が出た場合、体調の悪化と流行の拡大を予防するために、医療機関への受診をお願いしております。また、感染症と診断された場合、主治医の指示と当事業所の管理者（医師）の指示に従って頂きますので、ご了承ください。

(4) ご利用日のお願いについて

ご自宅にて体温測定をお願い致します。37度以上の体温や感冒症状（咳・くしゃみ・咽頭痛・鼻水鼻閉・痰がらみ等）、嗅覚異常、味覚異常がある方はご利用できませんので、ご留意くださいませ。症状がある場合には、あらかじめ当事業所までご連絡をお願いいたします。また、症状改善した際にもご連絡をお願いいたします。

(別紙 3)

個人情報利用目的

おゆみの中央病院茂原クリニック通所リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所の理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

- 1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的
 - イ 事業所内部での利用目的
 - (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - (2) 介護保険事務
 - (3) 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運營業務のうち
 - ・利用状況等の管理
 - ・会計及び経理
 - ・厚生労働省による科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護及び医療サービスの向上
 - ロ 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・(サービス担当者会議等) 照会への回答
 - (2) 利用者の診療等に当たり
 - ・外部の医師等の意見及び助言を求める場合
(診療記録・医療画像・各種検査結果等)
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
 - (3) 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - (4) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 2 上記以外の利用目的
 - イ 当事業所の内部での利用に係る利用目的
 - (1) 当事業所の管理運營業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・当事業所において行われる事例研究
 - ロ 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - (1) 当事業所の管理運營業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

訪問リハビリテーションに係る

お問い合わせ・ご相談は

電話 0475-22-1834

お気軽にお電話下さい。

医療法人社団 淳英会

おゆみの中央病院茂原クリニック